

平成 26 年 12 月 26 日
高知県立幡多けんみん病院

医療事故の個別公表

今般、高知県立幡多けんみん病院において発生した医療事故の概要について公表いたします。

このような事故を引き起こし、亡くなられた患者さん及びご家族の方はもとより、県民の皆様に対しまして、心から深くお詫びを申し上げます。

なお、公表内容については、ご家族にご了承をいただいた範囲内で記載しておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

1 事故の概要

(1) 事故の発生年月

平成 26 年 12 月

(2) 場所

高知県立幡多けんみん病院（宿毛市山奈町芳奈 3 番地 1）

(3) 状況

- ・以前、抗生物質製剤でアナフィラキシー・ショックを起こした既往のある入院患者に対し、禁忌薬である同種の抗生物質製剤を点滴により投与した。
- ・投与開始後、アレルギー反応によるショック状態（アナフィラキシー・ショック）に陥り、蘇生処置を行ったが改善なく死亡した。

(4) 原因

- ・患者は、同種の抗生物質製剤によるショックの既往歴があり、その旨を訴えており、カルテにも記載していた。
- ・医師、薬剤師、看護師ともにアレルギーの確認をすることなく投与してしまった。

2 当該関係者の情報

患者 幡多地域在住 高齢者の男性

3 再発防止への取り組み

- ・医師及び看護師等の職員に対し、今回の事故内容を周知し、アレルギー情報の確認を再度徹底するよう指示を行った。
- ・現在、詳細な原因分析を行っており、その結果を反映したマニュアル及び事故防止システムの見直しを行うなどの再発防止策を講じていく。
- ・再発防止策を徹底するとともに、職員に対する安全教育を強化、継続していく。